

子どもへの虐待

家庭内における、保護者による子どもへの虐待が大きな社会問題になっています。虐待は子どもの心身に重大な影響を及ぼし、中には死に至るような深刻なケースもあり、緊急かつ適切な対応が必要です。

「児童虐待の防止等に関する法律」（児童虐待防止法）では、第3条で「何人も、児童に対し、虐待をしてはならない」と定めています。



児童虐待の定義

●身体的虐待

殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、首を絞める、縄などにより一室に拘束する など

●性的虐待

子どもへの性的行為、性的行為を見せる、性器を触る又は触らせる、ポルノグラフィの被写体にする など

●ネグレクト

家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない など

●心理的虐待

言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう（ドメスティック・バイオレンス：D V）、きょうだいに虐待行為を行う など

全国の児童相談所での児童

虐待に関する相談対応件数は、年々増加しており、2020年度は205,044件（2000年度の10倍強）となっています。



子どもへの虐待



子どもの虐待に対する取り組みは、発生の予防から早期発見・対応、子どもの保護・支援まで多岐にわたり、関係者の連携が不可欠です。このため、児童相談所・市町村・関係機関では情報を共有し連携して対応しています。

① 発生の予防

虐待に至る前に、気になる段階で適切な支援が必要
(育児の孤立化の防止、育児不安の解消)

② 早期発見・早期対応

虐待が深刻化する前の早期発見・早期対応が必要

③ 子どもの保護・支援・保護者の支援

子どもの安全を守るための適切な一時保護が必要
親子再統合に向けた保護者への支援が必要
社会的養護体制(質・量)の拡充が必要



オレンジリボン

子ども虐待防止のシンボルマークです。
オレンジ色は、子どもの明るい未来を表しています。

虐待を受けている子どもは、虐待がひどくなるのを恐れたり、保護者をかばったりと、自ら虐待を告げられないことがあります。そんな子どもの声を丁寧に聞き、「その声を届ける仕組み」として、「子どもアドボカシー」が注目されています。子どもが「望んでいること」「してほしくないこと」を代弁する人(アドボケイト)が、周りの大人に子どもの意見を伝える仕組みです。

子どもを虐待から守るため、周囲の大人は子どもからのSOSのサインに注意していく必要があります。

